

第 5 号議案

亀岡市手数料徴収条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 9 月 7 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第 1 条 亀岡市手数料徴収条例（平成 12 年亀岡市条例第 6 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 33 号を第 34 号とし、第 27 号から第 32
号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 26 号の次に次の 1 号を加える。

(27) 個人番号の通知カードの再交付手数料 1 件につき
500 円

第 2 条 亀岡市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 26 号を削り、第 27 号を第 26 号とし、同
号の次に次の 1 号を加える。

(27) 個人番号カードの再交付手数料 1 件につき 800 円

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の
規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、交付される個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料について定めること。
- 2 番号法の施行に伴い、平成２７年１２月３１日をもって住民基本台帳カードの新規交付が終了するため、当該交付手数料の規定を削除すること。
- 3 この条例中個人番号の通知カードの再交付手数料に係る規定は、平成２７年１０月５日から、個人番号カードの再交付手数料及び住民基本台帳カードの交付手数料に係る規定は、平成２８年１月１日から施行すること。